

平成22年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成22年6月18日 午前10:00

○散 会 午後12:14

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	7 番 菅 原 久 和
8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹	10 番 佐 藤 義 久
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

6 番 澤 井 昭 二 郎

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿

追分出張所長 三 浦 喜 博 幼児教育課長 小 玉 隆
高齢福祉課長 伊 藤 律 子 健康推進課長 伊 藤 正 吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正 議会事務局次長 門 間 善一郎

平成 2 2 年第 2 回潟上市議会定例会日程表（第 3 号）

平成 2 2 年 6 月 1 8 日（3 日目）午前 1 0 時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

なお、6番澤井昭二郎議員から欠席届が提出されていますので報告します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名について】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6月15日、本定例会の会議録署名議員として6番澤井議員を指名しましたが、葬儀出席のため欠席でありますので、本日の会議録署名議員として7番菅原久和議員を追加指名致します。

【日程第2、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第2、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、19番佐々木嘉一議員、14番藤原典男議員、4番藤原幸作議員の順に行います。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番。

○19番（佐々木嘉一） 皆さんおはようございます。このたび一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

私の質問は質問通告をしましたように2件ありますが、潟上市政に関わる平成22年度予算をはじめ、発表されました行政改革大綱、潟上市の財務諸表、個別にわたる各分野の行政計画等を垣間見て、市政運営の基本に関わることについてその一端を申し述べてみたいと存じます。

今年度の一般会計当初予算は、前年度当初比10.8%増という積極予算となりました。それぞれ行政需要にこたえ、市政発展と市民福祉向上を目指したものであると思います。しかしながら、財政力指数に示す自主財源が乏しい中、経常収支比率は一向に改善の方向にはありません。各特別会計に見られるように、一般会計の負担義務、財源補填のルールがあり、一般会計に依存し、今後の公会計全体のあり方で指摘しているように財政の現状は厳しい状況であります。

既にご案内のように、平成22年度一般会計は基礎的収支、つまりプライマリーバランスは赤字ではないでしょうか。当初予算歳入のうち市債は20億1,300万円、そのうち臨時財政対策債が9億7,500万円です。市長は財政調整基金を取り崩すことなく予算編成ができたと胸を張って報告しておりますが、財源不足を補填する、いわゆる赤字地方債を充当しているのであります。

こうした状況を踏まえ、今後の行財政運営は、行政需要と投資バランス、優先順位を見きわめて進める必要があります。こうした観点から質問致したいと思います。

まず第1点は、行政改革についてであります。

本市では、去る平成18年3月に第1次潟上市行政改革大綱を定め、行政の推進に努めております。さらに先般、第2次行政改革を定め、これに基づく集中改革プランにおいては数値目標等を定めた具体的な方向が示されました。そのことについて質問致したいと思います。

まず、行政改革の目指す姿として重点テーマが述べられています。その中で、施策形成過程における市民参加が述べられておりますが、市民と行政との協働によるまちづくりと情報公開が市民に開かれた市政を推進することとされております。

そこで質問であります。私もこの件に関してはいろいろ考えておりますけれども、市民との協働についてどのような理念と課題をお持ちでしょうか。そのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、情報公開については、第2章実施計画、いわゆる集中改革プランにおいては23年度まで検討し、24年度において庁舎が本庁方式となった時点で情報公開コーナーを設置するとされておりますが、このことは先の基本的な考え方を考えますとよく理解できません。公文書類の保管の実態はどうでしょうか、お知らせください。

まず情報公開の前段として文書分類と保存であります。そのことについてはできておりますでしょうか。文書目録、保存年度、主管課保管と文書保存、公開所管課をお知らせいただきたいと思っております。

また、この機会にお伺いしておきたいと思っておりますが、市当局では総合発展計画推進委員をはじめ数多くの審議会、協議会、検討委員会等々を設置し、行政各分野の改革や政策形成手法に市民参加と称して補助機関、諮問機関を活用しておられますが、現在設置し活用されている機関はどれくらいあって、それらの検討実績と成果についてお知らせをいただきたいと存じます。

次に、第2節行政改革の推進事項の2、簡素で効率的な行政運営の確立という事項があります。ここでは、公共施設の民間委託の方向が述べられています。こうした方針を受けて、当局では指定管理者制度の活用について積極的に取り組んでおられます。

財産の管理および運営については地方財政法にその趣旨が述べられており、良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率にこれを運用しなければならないと規定されています。もちろん指定管理者との契約事項には、この趣旨が明記されていると思います。公共の財産の管理と運用を民間に委ね、サービス、専門性、価格競争という市場原理の活用を目指したものと思いますが、その効果、あるいは評価、検証をしておりましたら、それについてお知らせいただきたいと存じます。

また、地方公営企業の経営健全化の実施項目を見ますと、経営健全化とあわせて大胆な民間委託を計画しています。貴重なインフラであり、上下水道は相当な投資もされています。特に天王地区の水道施設整備計画の完成と潟上市全体の上下水道の料金の統一は今後の重要事項で、これからであります。一見して行革の方向性は当然の如くと思われれますが、改革の名において掲げたパフォーマンスでしかないのではないかとと思われる面もあります。このことは経営手腕と職員の資質が問われている課題であると思います。そして、この集中改革プランが期間中ずっと検討では改革の意味するところはないと思いますが、どうでしょうか。

次に、定員管理および給与の適正化の項についてであります。給与構造の見直しが掲げられておりますのでお尋ね致します。

このことは、最近の地方主権と公務員制度のあり方との関係から独自の給与制度を創設していくことでしょうか。給与構造の見直しとはどのようなことかお知らせいただきたいと存じます。

市民の多くは心配しております。

ちょっとすいません。原稿が飛んでおりました。ちょっと暫時休憩をお願いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

.....
午前10時10分 再開

○議長（千田正英） 再開します。

○19番（佐々木嘉一） ちなみに3町が合併する時点で、職階、給与等において不均衡

がありました。特に合併という変革において職員の意識改革とやる気は、これを是正することが重要でありました。これは合併前に処理すべきとしましたが、実現できませんでした。合併後は是正したと聞いていますが、差し支えがなかったらどのように是正しましたか要点についてお知らせ願いたいと存じます。

以上で行政改革関連を終わります。

続きまして、市役所本庁舎の件について質問致します。

この件につきましては、このたびの市長の行政報告書冒頭に新庁舎の用地交渉の状況について述べられています。この件に関しては振り返ってみますと、去る平成21年6月、改選後の所信表明という形で潟上市役所庁舎建設検討委員会からの潟上市新庁舎建設基本構想について、議会全員協議会で協議を経て市民に公表し、建設候補地の選定作業に入るとしています。平成21年の12月には候補地を示すことができない旨の報告があり、平成22年2月、同じく4月に候補地が示されました。提案の仕方については、重要な施策でありながら合併協議の決定事項を理由に、およそ議会との政策協議らしい機会もなく一方的な説明で終わっており、政策協議とはほど遠いものであります。この間、庁舎問題は何人かの議員からの意見、提言もありましたが、それには合併協議で決定したこととして真摯な対応はなかったのではないかと感じております。

ところが報告にありますように5月26日、自治会長会議の際、新庁舎のことを発表し、会議が大いに盛り上がったと聞いております。時あたかも5月28日、5月29日は潟上市議会初めての議会報告会がありましたが、席上、「自治会長会議で新庁舎の場所が発表され、決まったというが本当か」という質問がありましたが、答えようがありませんでした。議会は何をしているのかという批判を浴び、執行当局の議会軽視ではないかと考えざるを得ないところであったのであります。

まず、こうした合併後最大の課題であります庁舎問題の進め方としては、こういう進め方ではいかなもののでしょうか。市民の多くは心配をしております。また、こんな市民もおります。天王に新庁舎を建てても昭和、飯田川庁舎の現状はこのままで存続すると思っている方が非常に多いということでもあります。そして天王の役場は古いから建てることはやむを得ないだろうという、そうしたことであまり市民にとっては理解されていないのではないかとこの感じも致します。

この問題を進めていくためには多くの課題や問題がありますが、いま一つは、潟上市役所庁舎建設検討委員会の基本構想をそのまま市の計画としたことが問題ではなかった

でしょうか。当該検討委員会は第三者機関であります。執行機関ではありません。委員会が提出した報告書は市長から検討要請されて出した回答であります。それをもって市の行政施策の位置づけとはならないのではないのでしょうか。つまり発展計画は新市建設計画を受けて庁舎の構想があります。さらには、5か年の基本計画を具体化したのが建設検討委員会が答申した新庁舎建設基本構想であると思います。5か年の基本計画の中では計画のアウトラインを作り、先に難産の未成立した潟上市行政に関わる基本的な計画の議決に関する条例によって、確認、議論されていくものではなかったのでしょうか。

こうした議を経て、3か年の実施計画は今年度を初年度とする3か年、つまり22年、23年、24年となります。具体化したスケジュールと予算が示されて重要施策が具体化することになるのであります。このことは行政改革を推進するための実施計画の見直しを行うローリング方式として、はっきりその方針が示されているではありませんか。そのような一連の施策の調整、方針が示されないまま、今日の事態を迎えたのではないのでしょうか。この点どのようなご所見かお答えをお願いしたいと思います。

いま一つ理解できないことがあります。それは当該土地を候補地として決めた経緯とプロセスであります。説明がありません。合併協議以来、重要課題でありますので、公開の場で透明な手続きによって進める方法がとられないことでもあります。このことの経緯について説明をお願い致します。

また、用地交渉の内容であります。医療法人正和会、有限会社サルースの双方が合意とは何でしょうか。また、合意時点とはいつでしょうか。そして市が用地交渉ということではどのようなことを交渉しているのでしょうか。どこの所管で進めておるのでしょうか。現状では予算措置がないので、どのような判断で交渉しているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

以上申し上げましたけれども、市長の市政運営の基本姿勢に係ることと思っておりますので真摯なご答弁をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の1つめの行政改革については副市長から答弁させます。2つめの市役所本庁舎の件については私から答弁致します。

はじめに、新庁舎建設の候補地提示までを振り返ってみますと、平成21年5月21日の議会全員協議会において新庁舎建設基本構想について協議いただき、その後、市民への

公表を経て建設候補地の選定作業に入っております。検討の結果は、本年2月にA・B・Cの3か所を建設候補地として議員の皆様へ提示しております。

候補地として決めた経緯とプロセスについて、公開の場で透明な手続きによって進める方法をとられていないとのことでありますが、土地選定の重要性については十分承知しており、用地交渉にあたっては相手方の立場を尊重しながら慎重な対応が必要と認識し、市が所有するB候補地を除くA・Cの地権者と協議してまいりました。用地交渉は、相手がいる以上かなりシビアなものであり、その中で相手方の了解を得ながら候補地に関わる状況を議会に示し進めてきたものであり、宜しくご理解くださいますようお願い致します。

また、用地交渉についてのご質問ですが、経過としては、これまでの行政報告等で述べたとおりであります。建設地選定にあたっては、新庁舎建設基本構想にあります「必要な敷地面積1万5,785平方メートルを確保できる場所」という条件のもとに、国道101号沿線を中心に利用者のアクセスや新市のシンボル性、今後の発展性、用地取得にかかる経済性、さまざまな法規制といった要件を加味するとともに、現在策定作業を進めている都市計画マスタープランで行政交流拠点エリアに位置づけを予定している3か所を候補地として選定致しました。

さらに、個別には市財政計画や新庁舎建設基本構想を踏まえ、地方自治法第4条第2項にある市民の利便、交通事情、財政効果、他の官公署との関係や周辺環境などを総合的に勘案した上、その土地の取得が可能であるか相手方と協議してまいりました。その結果、医療法人正和会と有限会社サルスの所有となっている候補地Cが最も可能性のある土地として絞り込み、新庁舎用地として現時点で妥当と考え、4月20日の全員協議会でこの用地を行政報告で述べたものであります。

また、建物配置等の検討においても、新庁舎建設基本構想にまとめられた内容から面積的に最も近似値であり適正な範囲と考えており、さらには同候補地の道路向かいには市有地があり、一体的に使用できることも有利な条件と認識しております。今後もしも少し時間を要するかもしれませんが、交渉がまとまるよう努力してまいります。

今般、5月26日開催の自治会長会議でも、議会への報告あるいは協議の範囲内だと断わりながら自治会長さんへ報告したものであります。自治会の会長会議では、当局の市民に対する説明責任を果たすべきだという意見もあり、今後対処してまいりたいと思っております。

また、双方が合意とは何か、また合意時点とはいつかのご質問については、売買価格を含めた相手方の条件がすべて確認され、その内容について交渉し、双方ともに納得が得られたことが合意であり、時点とはその時期のことです。また、担当部署については、現在、企画政策課が所管しております。

次に、用地交渉ということで、どのようなことをどのような判断で交渉しているのかについてですが、まず、交渉を進める相手方の条件がすべて提示されてから、双方が納得できる内容まで調整できるかを判断しながら交渉しているものであります。しかしながら、15日に議会の庁舎特別委員会が発足したことに伴い、この交渉を一時中断しなければならないのではないかと考えているところであります。

最後に、行政改革推進のため実施計画を毎年ローリングし見直すことになっているのに、一連の施策の調整・方針が示されていないのではとの質問ですが、庁舎建設については潟上市新庁舎建設基本構想を基本とした事業計画、財政計画はあるものの、これまでは庁舎の位置が確定していないため建設年度を定めることができなかったことから、実施計画へも加えることができませんでした。庁舎の位置が決定した後、実施計画の見直しを行い、スケジュールと財源を加味した計画に変更してまいります。

最後に、私の市役所の建設に対する基本的な視点を、この間も申し上げましたが改めて申し上げます。簡単に言います。2点あります。

1点めは、何が何でも市役所を建てる、建てなければならないという建設至上主義では決してないということであり、合併協議で最大の項目である市役所庁舎建設の協定は、当時の会長としての責務であり、使命感であると思っています。

2つめは、今のこの特例債を逃した時点では、もう二度と再び現在の財政事情ではできないということの、将来の潟上市のため、いわゆる百年の体系に立った考え方であり、宜しくご理解のほどお願い申し上げる次第であります。

以上であります。

○議長（千田正英） 行政改革について、鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） それでは私の方から、19番佐々木議員の行政改革についてのご質問にお答え申し上げたいと存じます。

この中での佐々木議員のご質問は6点に及ぶと解します。

1点めの市民との協働についての理念と課題についてお答え致します。

平成18年6月に策定した潟上市総合発展計画の前期基本計画にもありますように、地

域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展に伴い、市民と行政との協働によるまちづくりを推進させることが重要になっております。市民がまちづくりの主役として活躍するためには、市政における市民参加をさらに発展させるとともに、生活者である市民の意向が市政運営に的確に反映させる仕組みをより一層充実させていくことが重要でございます。また、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完して協力し合うことも必要と考えております。

このため、市民と行政が信頼関係を築き、お互いの協働によるまちづくりを推進し、個性豊かなまちをつくるため、市政の政策形成過程から市民の参画を促す取り組みや、本市の将来のあるべき姿の基本的考えを示していく必要がございます。

市では、審議会委員の公募制の導入、各種計画づくりの際に意見を述べるパブリックコメント制度の導入等により市民参画を図っておりますが、公募委員の応募数およびパブリックコメントの意見数は多くないのが課題となっております。

今年度より本格的に着手している自治基本条例は、市民主体のまちづくりが可能となるように市民・議会・行政それぞれの責務や役割を明らかにして、その地域における自治の基本原則やルールを定め、よりよい地域をつくるための手段の一つとされています。条例の制定により、市民との協働のまちづくりが一層推進されるものと期待しております。

次に、2点めの情報公開に伴う文書分類と保存等についてお答え致します。

公文書の保管につきましては、分庁方式である現状では各庁舎書庫にて所管課ごとに文書分類や保存期間の基準となる文書分類表、ならびに文書規程に基づく管理方法等が記載された文書事務の手引の基準等にて適切に保存管理しております。

また、情報公開につきましては総務部総務課が情報公開担当窓口となり、情報開示請求の受付や相談等を行い、潟上市情報公開条例に沿った適切な手続きを行っております。

ご指摘の集中改革プランに掲げております情報公開コーナーは、住民の皆さんが主体となったまちづくりを行うにあたり情報を共有化するための重要な施設と考えますが、スペース確保の観点から、この先、本庁方式となった際に文書目録等の整備を行い、住民の皆さんが欲しい情報を容易に探し出すことができるようなシステムを備えた情報公開コーナーを設置したいと考えております。

3点めの審議会等の数とそれらの検討実績と成果についてお答え致します。

市では、各種事業計画の策定および各種施策の取り組みにあたり、市民の広範な意見

の反映や行政に対する理解を深めていただくため、市民の参画による各種審議会、協議会を設置・開催しております。平成22年度現在、市の要綱で設置が定められている審議会等は26設けられており、21年度の開催状況は合計で53回開催しております。

その成果であります。市民参画により市民意見の反映や行政に対する理解を深めていただき、施策・事業のあらゆる分野で市民と行政が一体となったまちづくりが推進されていると思っております。今後も市民の参加・参画を積極的に推進し、市民と行政が連携を図りながら協働のまちづくりを推進するべきと考えております。

次に、4点めの指定管理者制度の効果、評価および検証についてお答え致します。

今現在、15施設について指定管理者制度を導入し管理運営を行っております。特に都市公園の6施設については、利用者の要望等を速やかに取り入れ、利用者の増やサービスの向上につながっていると考えております。今後はモニタリング等を実施し、より一層、経済性やサービスの向上に努めたいと考えております。

5点めの地方公営企業の経営健全化と大胆な民間委託計画についてお答え致します。

個別に行っている各施設の保守管理委託業務を処理場単位で包括的に民間委託し、経費の節減ができないかどうか長期的視点に立って検討するということでありまして、経営全体を包括的委託するものではございません。水道・下水道事業とも市民にとって重要な資産であり、今後も潟上市が経営すべきであると考えております。業務ごとに民間委託が可能で費用対効果が発揮されるもの、かつ、潟上市民の安全・安心が確保されるのであれば民間委託に移行すべきものとして検討するというところでございます。

なお、この包括的民間委託の中にはソフト的なものが包括的民間委託でありまして、社会資本で整備されたもののハード的なものについては対象にならないということをご理解願いたいと思います。

それから、6点めの職員の給与構造等の見直しと不均衡の是正についてお答え致します。

はじめに、給与等の不均衡をどのように是正したかについてでございますが、平成21年度までに給与・職階等の見直しを実施しております。給与については平成18年度までに、職階については平成21年度までに実施しており、勤続年数が同年数であっても旧町の昇格基準の違いにより給与・職階に格差があったことの是正であります。

なお、職員給与の目安であるラスパイレス指数を見ますと、平成16年度において、旧天王町87.9、旧昭和町80.0、旧飯田川町81.0でございました。平成21年度では、潟上市

として全体で89.8というラスパイレス指数になっております。

次に、給与構造等の見直しについて申し上げます。

本来、地方公務員の給与構造等の見直しにあたっては、民間における賃金体系の情勢を踏まえて行うことが求められております。しかし、潟上市という狭いエリアでの民間動向の調査等の反映は難しいこともあり、現状では国・県の指導に則り、いわゆる人事院勧告等でございますが、行っている次第でございます。

さらに、平成18年には国・県の給料表が大幅に改正されたことにより、本市でも給与区分の細分化等の見直しを行うなど致しましたが、独自の給与制度につきましては今後必要に応じて検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 細部にわたってのご答弁ありがとうございました。

まず行政改革の第1項の協働の理念というのは非常に難しいわけでありまして、本日も町内自治会長さん方が見えておりますけれども、言ってみれば行政が支援する側から自主的に活動ができるということがこれからの大きな課題であろうかと思いますが、それをどういうふうに切り替えていくのかということ是非常に難しいわけで、住民団体、あるいは自治会、NPO等の活用があるわけでありましてけれども、いずれ行政の関与をどこまでやるのかというあたりが非常に難しい課題だろうと思います。当然、答弁にもありましたけれども自治基本条例の、これもまた一番のポイントになる検討事項ではないかなと思って質問致しましたが、いずれそのようなことでひとつ進めていただきたいと思います。

給与構造の見直しということについては、そうすればあまり具体的には考えてないということですが、それはそれとして行革全体の中でやること、できること、あるいは必ず期間中に実施するもの、それをやはりはっきり書いておくべきでないのかなど。検討という言葉が非常に多いということで、特に企業会計、いわゆる地方公営企業につきましてはもうあのままですと読んで字のごとしで、すぐこれはもう民間委託するのかなということもありますので、いずれ包括的、何といたしますか、今いわゆるソフト部分、あるいは書類上のみということでありましたら、そういう表現をしていただいたらわかりやすいのではないのかなというように感じを致しております。

次に、市役所の庁舎につきましてですが、市長のこの件に関するいろいろな難しさが

わかったわけでありませけれども、いずれ用地交渉というのはやはり我々も同じで、一つは予算が前提であります。したがって、平成22年度の当初予算では市長の方針そのものはあったけれども、予算には何ら反映されてないと。結局、用地の交渉の相手にはいろいろな要素がありますので、それを秘密裏に進めるということではありますが、そうした場合、価格とかいろいろな条件がありますが、その場合、債権債務がそういうところで発生しないものかどうか。いずれかなり大がかりな土地になりますので、もちろん土地取得については議会の議決事項になるかと思いますが、土地の調査、いわゆるどういう区域で何㎡ぐらいあって現況はどうなのかというぐらいは報告でもいいとして、それを一つの行政目的として用地を定めて計画を立てる場合は、税務署協議もありますし、収用対象事業であればそれらの手続きもあります。したがって、決まった時点というのは言ってみれば申し込みから決まった時点、いわゆる収用対象事業の期間もありますので、いつ、そうすれば用地価格を提示したのかということが非常に問題になります。その場合、予算があるのかなど。それも予算もないのにそういう、いずれ将来債務が発生することについて交渉ができるのかと。もちろん予算は総計予算主義の原則というのは自治法210条がありますが、そういう中で明確にされていないという中で用地交渉を相手を定めてこのとおりにしっかりした形で進めるということはいかがなものかと私は思います。

いずれこういうものについては、一つは内部の行政計画として、大型プロジェクトとしてやはり用地も含めて全部のいわゆるアクセス関係、ソフト事業、あるいは外構から全部の計画をつくり、用地についてはやはり用地のため、用地交渉のためのいろいろな関係機関との交渉もありますので、そういうことをやって、そしてある程度予算でそういう頭出しをしておいて進めなければならないというようなことではないかと思っておりますので、このままいきますと何か自治法にも抵触することになりはしないかということに心配をしております。

そういうことで、一つは用地については最も透明・公正にやる方法としては、私もいつも申し上げておりますけれども都市計画決定という手法がございます。その場合は価格とか相手方関係なく、この土地は新庁舎として用途、機能、あるいは将来のまちづくりの構想からいってここはもう絶対の土地だということで都市計画決定をするという手法がございます。その場合は、案の縦覧から公聴会、そして告示、縦覧ということで県の都市計画審議会にもかかるだろうと思っておりますので、そういう手法もあるわけですが、

いずれ合併時の重要な問題としてこの問題を進めていくためには、安い土地があるからその土地の相手が話しやすいからという姑息な手段ではなく、やはり公共事業として堂々とやはり正規なルールで進めるというのが正当なやり方ではないのかなと思います。

いずれ議会でも特別委員会の設置がありましたので、この件についても検討されると思いますが、いずれ現在の用地交渉の現状からすれば非常に私としては不備があるのではないかということでもありますので、この件に関してはもう一度ご答弁をお願い致します。

○議長（千田正英） 再質問に対して当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木嘉一議員の再質問にお答えします。

新庁舎の件について、もういろいろ散見した意見があって、まず予算が反映されていないということについてお答えしますが、まずは用地が決定しなければ調査を受けないというのがルールです。この場所とこの場所ではボーリングをやっても全部地形が違うし、しかも違うんですから、まずここに定めてからボーリングを行い状況調査を行うのが、これルールです。ですから、まずはこの用地決定が第一番手でどう考えています。

債権債務が生じるのは、これ当然生じます。それから……あとは予算は反映されないということは、ただいま申し上げました。いずれ用地が決定次第で予算が出てくると、後から付いてくるということです。

そして用地交渉についてもオープンという言葉もありますが、通常、用地交渉については相手側のこともありますので、これは全部公開するといいいものもできなくなるような状況になりますので、私としては相手方の意見というものを相当尊重しながら慎重に公表を進めていかなければならない、これがルールだと思っています。

いずれにせよ19番さんのおっしゃるようなことも理解できますので、今後、自治法の抵触についてはちょっと今のところ理解できませんが、いずれ都市計画云々も当然必要になってくると思いますので、そういうことも今度の特別委員会等でも呼んでいただければ是非そういうことも全面的に開陳していきたいと考えております。

○議長（千田正英） 19番、再々質問。

○19番（佐々木嘉一） この後の特別委員会での検討に委ねる部分はありますが、いずれ用地については予算が先なのか相手が決まるのが先なのかということで、結局は決まってから予算を出すと、それがルールだと、それはちょっとおかしいのではないかと。いずれ、すべて今いろんなことについて計画行政で進めておりますので、役場庁舎のこ

とについては場所を特定しないで、あるいはこれからそういうことをやりますよということで計画書を作って、その計画の一端を予算化する方法もあると思います。その場合は相手はどこであるかわかりませんが、いずれこういうような姿勢でやりますよと、これがつまり予算という形で具体的にあらわれると。今回の市当局のやり方については決まってから出すというものの、ところが表面では庁舎が建つのか建たないのか、あるいはもう決まりじゃないのかという話がありますけれども、いずれ粛々と法的に進めていくとなれば、やはり計画の概要を示して収用対象事業としての申請をして予算化をして、そして公表すると。公表については今そうすれば議会がもし議決を要する事案であれば、その時点ではまだ余裕ですので、用地も確定ではございませんけれども、いずれ公務員がいわゆる公権力の行使でそういう行為を行うことは、つまり仕事を進めていることでありますので、公権力の行使にあたる行為でありますので、それは内々にはされない問題ではないのかなと思います。いずれこの計画については用地交渉は難しいと思いますけれども、やはり公共事業の進め方のルールがありますので、そのルールをひとつきちんとやるべきだということでもあります。

また、都市計画法による決定云々の話は、いずれ合併協議のときに用地の件については大変な綱引きがありまして、難しい問題で難航したわけですが、結局は限りなく昭和、飯田川に近い天王地区に建設するというものでありましたので、そうした場合、この計画をオープンに、しかも合併協議時点でさかのぼってその問題をやるとすれば、やはり都市計画決定なのかなと私はそんな気持ちでおります。市役所庁舎を都市計画決定するということは、過去はどこかの町村ではあるかないかわかりませんが、それだけに住民が関心を持ち、いわゆる決定の過程がオープンで、しかも非常に協議として難航した問題を決めていく過程としては、手法としては、都市計画決定をするということは非常に有効な手段ではないのかなと、私はそのように感じております。

いずれに致しましても、今後特別委員会等で十分検討される問題でありますけれども、今の用地交渉については一抹の疑義がありますので私からの質問とさせていただきますけれども、答弁はいりません。そんなことでひとつ宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） これ、要望でよろしいですか。

○19番（佐々木嘉一） はい。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 答弁はらないということですが、用地交渉をしている段階で19番

さんは、まず予算があるべきだと、具体的に。すると相手の了解を得ないで予算計上できますか。できないでしょう。失礼ですよ。私は当局として、このABCのうちCでもDでもここに市役所を建てたいと。相手がだめだと言えどどうなるんですか。やはりその交渉だと。この点だけはちょっと19番さんと意見は違うと思います。初めからどんと予算を計上して、とにかくここに市役所を建てたいと。時間を要すると。相手がだめな場合どうなりますか。順序としてやはり相手側の理解を得るのが私は順序だと思います。

○議長（千田正英） はい、どうぞ。19番。

○19番（佐々木嘉一） そのことについては、いわゆる建てることを前提として用地取得というストレートな考え方があるからでありまして、計画をきちんと前に出して一つ一つ進めていくとなれば、そのようなことは出てこないと思います。ですから、問題は庁舎建設事業の計画書、言ってみれば用地選定から外構工事完成までのあらゆるそういう計画書があって、その中で用地交渉というプロセスがあると、そのようなことで、その場合は用地の調査というものが最初に入ってきますから、いずれ特定しないでまずオープンで調査するということになると思いますが、今回は用地ありきでやっていることによってそういう問題が出てきたのではないのかなと、いわゆる公共用地の取得の基本からちょっとずれてしまったなど、私はそういうふうに思っております。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時から。

午前10時48分 休憩

.....
午前11時00分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。6月議会を準備されました市長はじめ当局の皆さん、本当に御苦労さまでございます。そしてまた、朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

私は市民生活にかかわる点について4点にわたって質問致したいと思っておりますけれども、その前に地域の中小企業の方が今大変喜んでおります。住宅リフォーム助成制度、本当に当局のおかげで助かっていると、そういう声がありましたのでご報告申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは質問項目に沿って質問致したいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

1つめは、就学援助の対象費目の拡大について伺います。

今、景気回復がままならず、長引く経済の停滞の中で子供を育てる若い親たちは雇用不安のもと、低賃金で失業への不安、心配、税金の支払い、教育や子育てへの不安、みずからの毎日の生活費のやりくりが大変だと思われています。

就学援助の制度は、経済的な理由により子供の就学が困難な家庭に対して、小学校、中学校で必要な費用の一部を援助する制度です。そして就学援助を受けられる方は、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の方で、世帯全員の合計所得金額と家族構成、年齢などにより教育委員会が定める基準で決定となります。この制度の徹底について潟上市ではどのような取り組みをしているのか伺いたいと思っております。

また、この制度はご承知のように学用品では鉛筆、ノート、副読本、体育実技用具では柔道、剣道、スキー、新入学児童学用品等ではランドセルなど、通学用品費では通学靴、雨靴、雨傘など、通学費、修学旅行費なども含まれておりますが、2010年4月から要保護児童生徒の就学援助費の対象が拡大されました。

文部科学省は2010年1月29日に開いた会議で、新たにクラブ活動費、PTA会費、学級会費について要保護児童生徒の就学援助費を国庫補助負担対象と致しました。その理由に、新学習指導要綱で部活動も教育の一環として位置づけられたことなどを挙げております。文部科学省は準要保護児童生徒の就学援助費についても拡大した対象品目が一般財源化されているとしています。政府が一般財源化し交付した新規の就学援助対象項目については、担当者が知らない自治体も多く、さらに知ってはいるものの、今後検討し動き出す自治体がほとんどのようでございます。

本市では、この拡大した事項についてどう対応するのか。今まで国で目安として決めた対象費目を100%実施しているのかどうか。合併後の就学援助を申請する世帯と受ける世帯はどのように推移しているのかも伺いたいと思っております。

今、県内の自治体では、就学援助の対象範囲を生活保護基準の1.3倍にしているのが秋田市、大仙市など数市あります。これについても今の経済情勢の中では保護基準の拡大をしていくべきではないでしょうか。これに対する見解と今後の取り組みについて伺いたいと思っております。

次に、小学校、中学校の教職員へのパソコンの配備について伺いたいと思っております。

3月議会で今年度予算が決まり、今議会で議案としても教育用コンピューター等購入

ということで備品購入契約の締結が上程され、決まりました。今年度は飯田川小学校、大久保小学校に配備の予定と聞いております。今までは学校において教職員が生徒のために教材を作るとかした場合には、自分のお金で買い、学校に持ってきて教育のための資料作りをしてきました。教職員にとっては大事な個人情報も入力されているため、自宅などには持ち歩かないということで守ってきた教職員も多数いると思います。そして作りかけの資料やプリントについては、その部分だけUSB端末に入れて自宅での作業を継続した方もいると聞きました。しかし、USB端末に入力し自宅で作業できる方は、学校用と自宅用と2台のパソコンを実費で購入した方はできるのですが、パソコンも新品となれば安くなったとはいえ十数万円から二十数万円までと高いのが現状です。さらに生徒のため必要とされる教材を作るための特別なソフト購入をしなければいけないものもあると思います。パソコンを2台購入できずに1台しかない方は、期日が迫っているものに関してはやむなく学校で使っている自分のパソコンを自宅に持ち帰っての作業となります。いろいろな情報が入っているパソコンを持ち運ぶ途中で事故が起きた場合には大変なことになると思います。潟上市は4年計画で全部の小・中学校に配備と聞いておりますが、個人の持ち物として公の教材に使用していることは早期に解消しなければならないことではないでしょうか。

秋田県内では、ほとんどすべての小・中学校の教職員に配備されております。今回のパソコンの予算執行については評価致しますが、大きく遅れているのが潟上市です。男鹿市では中学校全部配備、あとは小学校だけ。大館市は3年計画で全部入れる計画のようです。他の市町村は全部導入されているという状況です。この事業についての交付金とか何かあったために一斉に動き全部配備できたのではないかと思います。今後、小・中学校の教職員のためのパソコン購入について、使える教育関連の交付金事業を探し購入促進を図ることも大事で、その点でも頑張っていたきたいものですが、個人所有のものに頼って行っている教育行政を一気に解消するために思い切った予算措置を取るべきではないでしょうか。これについての見解、今後の取り組みを伺いたいと思います。

3つめの質問に入ります。八郎湖をめぐる漁業と農業の発展への取り組みについて伺います。

八郎湖は2008年12月、全国で11番めの指定湖沼となりましたが、年11回入れ替わるだけの河川流量があるにもかかわらず、毎年、アオコの大発生が起こるほどの慢性的な富

栄養化状態になっております。秋田県立農業短期大学の近藤 正氏が発表した「水質・汚濁負荷モニタリング調査結果の概要と今後の実践」、大潟村から発信する八郎湖シンポジウム第1部大潟村農地・水・環境保全向上対策活動報告会、これは2010年の3月26日、秋田県農業研修センターで行われましたけれども、それによれば、干拓地からの毎年、窒素300トン以上、リン50トン以上が排出されてたまり、周辺市町村からは大潟村の2から3倍の負荷という、同じ窒素、リンが2倍、3倍も負荷があるという報告がなされています。その主な要因は、干拓という極端な自然改造とともに市場原理にさらされた効率優先追求の集約農業、漁業、林業の崩壊による肥料・農薬の流出による富栄養化等、自然浄化機能を含む物質循環の崩壊と考えられます。

緊急に改善しなければならないのはアオコの発生です。これは内水面漁業に大きな被害をもたらすこと、農業用水源であり実害はなくとも風評被害により米価の下落の恐れがあること、大潟村の水道水源としての安全性があります。いくつかの提案が県からされておりますが、根本的な解決にはなっていないのが現状です。

県の方策・保全計画の評価について、本市としての考え方は持っているのか。どこを改善する必要があるのか伺いたいと思います。

私は最も効果的な対策の一つとして、部分的な汽水管理を検討すべきということを提案したいと思います。平成2年から5年ころにかけて八郎湖内でのシジミの大発生がありました。これは昭和62年夏から秋にかけて海水が八郎湖に流入したことで、その後の5年間、アオコの抑制とともに水質浄化機能を持つとされるシジミの大発生の要因とされております。シジミを安定的にとることで栄養分を八郎湖から除去できる可能性が示されたことと思います。公平で計画的な八郎湖の資源管理による水質保全と漁業創出を進めることができると思います。平成3年の1万トンのシジミ漁獲量は、この年だけ宍道湖を抜いて日本一となり、少なく見積もっても50億円規模の水揚げになり、地域の安定産業としての大きな可能性を秘めております。秋田県の年間水産水揚額は46億円ですので、ここだけでいかに多かったかということです。今後の漁業と農業の発展に向けて、私は地元関係自治体として海水の導入管理試験の実施による環境改善の可能性の検討を管理者である県、所有者である国に要求することを提案致しますが、これについての見解を伺いたいと思います。

海水は10%ぐらいだと米には影響はなく、かえって雑草は生えません、増えません。すると環境保全型の農林漁業の推進として科学肥料・農薬の削減ができ、小規模経営の

農業の保護もできることとなります。地元漁協からも要望があるようです。大潟村の都合もありますが、八郎湖の再生に向けた地域の協働も必要であり、そのための対策も取らなければなりません。八郎湖の水質改善による流域あげた環境保全を進めての新たな農業、漁業の再生と発展を望むものです。これについての見解をお聞きしたいと思います。

最後は4つめ、公契約制度への見解と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

地方公共団体から工事を発注した業者が入札を取るために低い単価で入札し、そのツケをそのもとで働く下請け業者の賃金に反映させて低賃金で働かせ、労働条件の向上に目を向けず使い捨て放題で、労働基準法を守らなければ、いくら大きな立派な仕事をしたところで社会的に問題なのは明らかです。

公契約は、公的資金の支出（税金）で公共事業を行う業者に対する公的機関の社会的責任として、ワーキングプアはつくりたくない、使用者のモデルにならなければならないということを定めるものであり、労働条項の遵守として、1つめは同じ地域で関係のある産業・職業で同じ労働をしている者の賃金に劣らない賃金（手当を含む）であること。2つめは、健康と安全、福利の条件を確保する十分な措置をすること。3つめは、労働時間、割増賃金、休日、疾病休暇の確保などが挙げられます。公的機関としての国や地方自治体は労働条項を遵守しない場合、契約を手控えるなどの制裁措置を取る。労働者の賃金を確保するために支払いの手控えなどの措置を取るなどが挙げられます。ILOの公契約条約94条には、公の機関の側、労働者を雇用する側に対する規則など盛り込まれておりますが、残念ながら日本はこの条約は未批准です。しかしながら独自に地方自治体版の公契約制度を作っている市町村も出てきました。

私は、こういうような制度も潟上市でも考えている自治体条例に盛り込むべきだと思います。千葉県市長会が全国市長会に要望し、全国市長会が政府に公契約法の制定を求めた要望書があります。この内容は、次のようになっております。

公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するための要望ですが、建設業は我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しています。しかし、建設労働者の特徴である元請けと下請けという重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も不安定であり、不況下における受注競争の激化や近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の賃金と生活に大きな影響を与えていると考えられます。

平成12年11月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定され、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めることという付帯決議が参議院において付されましたが、諸外国では公契約における適正な賃金の支払いを確保する法律、いわゆる公契約の制定が進んでいるとして、国および国会は建設労働者の適正な労働条件の確保がなされ、公共工事の品質が確保されるように4つの点について要望しております。1つめは、公共工事における建設労働者をはじめ労働者の最低労働条件の確保を図ること。2つめは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の付帯決議事項について実効ある施策を実施すること。3つめは、発注者の支援について必要な措置を講ずること。4つめは、日本の実情に見合った公契約法を検討することとなっております。公契約制度に対する市当局の見解、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回めの質問を終わります。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木公悦） それでは、14番藤原典男議員の一般質問の一つめ、就学援助の対象費目の拡大についてお答え致します。

要保護児童生徒および準要保護児童生徒に対する就学援助については、平成16年度までは国の補助制度により実施されておりましたが、平成17年度の国の三位一体改革により、準要保護児童生徒に対する就学援助については交付税算入となりました。いわゆる補助制度は廃止されたわけでございます。このため、準要保護児童生徒に対する就学援助については平成17年度からは交付要綱を定め、一般財源充当で実施しております。対象経費については、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、学校給食費等、制度改正以前と同じとなっております。

議員ご指摘のとおり、平成22年度から要保護児童生徒に対する就学援助に係る国庫補助金の対象経費にクラブ活動費、それから生徒会費、PTA会費が追加されることになりました。これに伴い、準要保護児童生徒に対しての対応はどうするのかというご質問だと思いますが、先に述べたとおり、交付税に算入されているとはいうものの各市町村の判断に委ねられることになっております。つまり特定財源ではなくて一般財源になっているということでございます。対象経費の追加については、この後、他町村の動向を見ながら検討してまいりますので、ご理解を宜しくお願い致します。

なお、県内13市の現段階、5月11日に調査したわけですが、その対応では、

「対象とする」がございません。「対象としない」が6市、それから「検討中」が潟上市を含めて7市となっております。

次に、合併後の申請者数と認定者数の推移でございますけれども、平成17年度が申請者232人に対して認定者が210人、平成19年度が申請者272人に対して認定者252人、平成21年度が申請者320人に対して認定者252人となっております、年々増えております。

次に、認定の基準についてであります、生活保護の認定基準の1.2倍以内を目安にしております。

なお、県内他の認定基準の状況でありますけれども、1.3倍以内が5市で一番多く、次に1.2倍以内が3市となっております。

認定については、1.2倍を超えても1.3倍までの申請者については、聞き取り調査により他の準要保護世帯と同等に困窮状況にあることが判明すれば、認定しております。

ちなみに、本年度の現時点での認定児童生徒237人のうち、1.2倍を超えていたが聞き取りにより認定となった児童生徒は7人おり、この7人の倍率は1.24から1.26でありました。今回、却下になった児童生徒数は11人でございますが、この11人の倍率は1.35から1.97でありました。このことから実際には1.3倍まで認定が可能でありますので、倍率の拡大については現時点では考えておりません。

次に、就学援助制度の徹底についてであります、市のホームページに掲載し周知を図っているほか、毎年度、学校を通して保護者の方々に文書でお知らせしております。

また、給食費等の納入が遅れ気味の保護者に対しましては、学校と教育委員会が連絡を取りながらこの制度の活用について改めてお知らせし、相談に乗っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私からは、次の2つめの小学校、中学校の教職員のパソコンの配備についてお答えしたいと思います。

小学校、中学校の教職員の教育用コンピューターの配備については、平成22年度、本年度ですが、平成25年度までの4年間の年次計画で実施することとしております。また、各小中学校のパソコン教室のパソコンについても老朽化が進み、同じく平成22年度から平成25年度までの4年間の年次計画で実施することとしております。

現時点での全体計画では、教職員へのパソコンの配備に約4,500万円、パソコン教室

のパソコンの更新に約6,300万円、合わせて約1億800万円の経費を要するものと算定しているところでございます。

藤原議員さんご指摘のとおり、学校現場では教職員のほとんどが私物のパソコンを使用しております。これについて情報の漏洩が心配されたり、教育上の不便もあり、それらの解消について早急に対応するべきであると判断しております。

「秋田県内ではほとんどすべての小・中学校の教職員に配備されており、潟上市は大きく遅れている。」とありますが、県内13市の状況は、平成21年度中に完備したのが7市、ほかは年次計画で少しずつ配備していくこととしており、本市が大きく遅れていると認識はしてございません。

学校のパソコンの配備については、限られた財源の中、4年間の年次計画としておりますが、今後、国の補助金の動向や市の財政状況を勘案し、前倒しを視野に入れながら柔軟に対応していきたいと考えておりますので、ご理解を宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） 小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） 私の方からは、14番藤原議員の一般質問の3つめ、八郎湖をめぐる漁業、農業の発展への取り組みについてお答え致します。

八郎湖の水質については、議員ご指摘のとおり毎年アオコの発生が確認されております。

八郎湖の流域8市町村からの流出負荷量の割合は、山林・その他からの流出が全体の40.5%、市街地から4.2%、生活系が5.3%、工場・事業系が0.8%、畑が1.1%、水田からは全体の半分近い48.1%の流出があります。そのうち大潟村の水田から26.7%、その他の市町村から21.4%が流出しているという調査結果が報告されております。

八郎湖の水質汚濁の負荷要因の一つである水田からの排水を削減するため、次の事項について関係機関と連携しながら農家の方々にご協力をお願いしております。

一つ、ネズミ、モグラ等による漏水箇所を補修する。

一つ、代かきは、土壌が7割、8割見える程度の浅水状態で行う。

一つ、田植え前の深水での落水は控える。

一つ、こまめな見回りにより、用水をオーバーフローさせないよう適切に管理するとともに、余剰水は最小限に抑える。

また、今年4月28日から5月20日までを水田からの濁水防止キャンペーン期間と定め、

県や市町村、関係機関が一体となり、啓発を図っております。

こうした取り組み等により、水質は少し改善されているとの報告や、現在、湖沼水質保全計画の第1期計画が平成24年度までとなっており、各種水質浄化等の調査を実施していることから、これらの報告が出されてから市としての評価・検討をしていきたいと考えております。

また、海水の導入の件でございますが、海水を導入した場合、海水が調整池の深い窪地に滞留し資質の悪化が懸念されること、湖内の塩分コントロールが困難なこと、農作物、水道、農業水利施設への影響が考えられると県の方針が示されていることから、市としては八郎湖流域8市町村との連携を図りながら今後対処したいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは私の方から、14番藤原典男議員の一般質問の4つめ、公契約制度への見解と今後の取り組みについてお答え申し上げます。

建設業を取り巻く環境は、地方自治体における厳しい財政状況から公共工事の削減が長期にわたり、低入札工事の増加による競争激化や受注の減少、これに加えて諸経費の増加、あるいは資材価格の上昇など厳しさを増している現状にあります。

このような中にありまして、市では公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や建設業法などに基づき、施行体制の適正化と、これを請け負う建設業者の健全な発展を図るために、建設労働者の賃金や労働条件の確保が適正に行われるよう努めてまいりました。例えば、透明性の確保、2つめとして公正な競争の促進、3つめとして適正な施工の確保、4つめとして不正行為の排除の徹底などでありまして、中でも不良不適格業者の排除、ダンピングへの対応などの課題に対してであります。

また、価格という単一の基準で競い合う価格入札制度から、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき企業間の健全な競争を確保しながらも公共工事の品質も確保できる新たな入札制度として、価格以外の要素であります施工計画や技術提案、あるいは工期や施工中の騒音への配慮、評価、ISOの認証取得や、それから障害者雇用率など複数項目にわたる資格審査数値のほか、本市ではこれに加えて離職者の新規雇用の実績、あるいは災害協定や緊急時の対応実績、あるいはボランティア活動による地域貢献など、事業の安定やサービスの質だけではなくて社会福祉環境、あるいは男女共同参画、公正な労働条件といった社会的な価値について配慮しているかどうかを基準に盛り込むこと

も勘案して落札指名する、総合評価落札方式を試行しながら今年から導入する予定で進めております。

しかし、多くの工事に適用するにはまだまだ業務効率の面でさらに問題がありまして、さらに県と協議しながら、検討が必要であることから、ご指摘の公共工事における建設労働者の身分保障に関する公契約制度についても研究する必要があると認識しております。

ご質問のとおり、現在、全国的には公契約条例の制定がほとんど進んでいないという状況にありますので、今後、国の法改正の動向や、あるいは他自治体の状況などのほか、課題も含めまして研究してまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。14番。

○14番（藤原典男） まず就学援助についてお聞きしたいと思います。

この制度は義務教育は無償であるという憲法26条、それから教育基本法3条、教育の機会均等、それから学校教育法第25条に基づくもので、小学生のいる家庭であれば就学援助を受けることができる。ただし、保護基準ということで判断は市町村になりますけれども、だれでも申請できるということです。この制度の周知徹底については、各学校でも、それから広報でもやってるし、これは徹底しているという判断でよろしいですか。そのことです。

それから先ほどお話しありましたけれども、小泉内閣の三位一体改革の中で就学援助の補助金が一般財源化されて、あわせて貧困の深刻化で就学援助の利用者も増える中で、財政難を理由に所得基準とか、それから給付額を下げる自治体もあるし、この制度が変わってから地方自治体の責任というんですか、それがもう薄められたということにあると思うんです。私もこの質問の中でちょっと聞きましたけれども、国の目安として示されているものに対して100%実施されているのかということについては、回答がもしかしたらなかったと思いますので、そこら辺についてお願ひ致したいと思います。

それで今の経済情勢というのは大変なもので、親の収入源が直接子供の貧困化につながっております。リストラ、倒産、多重債務による家庭崩壊、そして正社員になれなくてアルバイト、パート、派遣社員、長時間労働で残業代もつかない、そういう中でやはり長時間労働になれば子供がお家の中にほったらかしになるし、朝のご飯、夜のご飯もろくに食べられない、そして唯一学校の給食がその子供さんの栄養源になっていると、

そういう実態もあるようです。それで夫が失業すれば妻が正社員でない限りパートということになれば、本当にもう生活が急落し困窮化するわけですね。その中でだんなさんのいない母子家庭の方、今日本ではヨーロッパと違って86%の母親が一生懸命働いて二つも三つもアルバイトをかけもちしながら必死に子供さんを育てているという中で、行政としての今までの品目、さらに拡大してこういう方に援助をしていく、拡大していく必要があるのではないかと、そのように思います。日本の子供の貧困率は平均的な所得の半分以下の家庭で暮らす子供の割合が14.3%と、OECD26か国中10番めに高いということですね。今答弁にありましたけれども、生活保護基準から見て1.2倍であっても1.3倍までは見れるということの何というんですか、優しい目で見ているというふうに私受け止め方しましたけれども、そういうことであれば、私、特別1.3倍にしないで、1.4倍にしないでと言いませんけれども、地方によっては1.5倍まで生活保護の基準の1.4倍まで、1.3倍まで拡大している、そして就学援助をやっている地方自治体もあるわけですね。ですから、やはりここはひとつ線としてはっきり線引きをもう少し頑張られまして上げた方がいいんじゃないかと。県内では1.3倍までやってるのが5市ということですから、そこはもう少し上げてもらいたいんじゃないかと思っておりますので、これについてのご見解を宜しくお願い致します。

それから教職員のパソコンの配備についてなんですけれども、先ほど潟上市は特別大きく遅れているわけではないとお話しされましたけれども、私はまずそこは大きくというのはいろいろ判断はあると思うんですが、やはり遅れているということは事実だと思います。

それで問題はやはり個人の所有のパソコンを教育用にも、それから個人的に、私用にも使わなければいけない、こういう実態があるし、そして万一の事故の場合どうするかということもあるわけです。ですから私は4年計画でということで、お金も今具体的に1億800万円必要だということが出されましたけれども、4年計画と言わずに3年とか2年半とかそういうことでやらないと、だめなんじゃないかなと思います。

このパソコンのことについては、教職員の方3人からこの問題についてご意見、要望をいただいておりますので、読み上げたいと思います。

全県的にほとんどの自治体で公費パソコンが配置されている。教職員には異動があつて、他市町村から潟上市に異動になれば学校で使うパソコンを自分で用意しなければならず、10万円以上が自己負担になる。ウイルス対策ソフト、故障したときの修理代も自

分持ちである。負担がとても大きい。これが1人めです。

それから2人めの方は、教員のほとんどは学校の仕事を家にも持っていく。自宅と学校に1台ずつ合わせて2台の自分用パソコンを準備している職員もいるが、1台しか持っていない職員が多く、それを学校と自宅に持ち運んでいる。これは故障する原因になりやすい。また、帰りに買い物などするが、盗難に遭う確率が高くなる。パソコンには児童生徒の情報が入っている可能性もあり、危険である。

それから3人めは、今後、通知書などの保護者向け文書や法定帳簿にかかわる書類もパソコンで作成することが大いに予想される。早期に情報管理の要綱を作成するとともに、外部に情報が漏れないようにセキュリティーシステムを整備しなければならない。現在、各学校でいくらか整備しているにしても、自宅でも使う個人持ちパソコンでは十分な対策にはならない。そのように教職員がご意見をあげているので紹介したいと思います。

○議長（千田正英） 14番さん、質問の趣旨からちょっと。

○14番（藤原典男） ですから、こういう職員の声を大事にして、私はもっとパソコンの導入を早めるべきじゃないかということで紹介したわけです。この点について、この教職員の意見を聞いた上でのまた対応について伺いたいと思います。

それから、八郎湖をめぐる漁業、農業の発展への取り組みということなんですけれども、質問の中にも書きましたが、流域の河川、それから年11回も八郎湖の水が変わる分だけ入っていきますけれども、しかし、その割には八郎湖の水がなかなか改善されないということですね。私は年がら年中、防潮水門を開けなさいということじゃなくて、田植えが終わった8月上旬から10月ころ、これをめどにやればいいんじゃないかなと思います。ここの水質、汽水化によってシジミももちろん漁業の発展、いろいろなことが出てくると思います。それからブラックバスの問題でも海水は苦手だと聞いておりますので、農業、漁業の発展については非常に有効だということです。そういうふうに私は思います。

それで、周辺の8町村の協議でいろいろこれから汽水を進めていくということなんですけれども、どういう方向に今なっているのか、そこら辺についても伺いたいと思います。

それから公契約制度への見解と今後の取り組みについて答弁がありました。これは全国では2007年11月段階で541自治体で公契約制度の制定を求める意見書が採択されてお

ります。公共工事を安い単価で入札を図って、そして下請けとか、またその下請けに安い賃金で働かせる、これはもちろん労働のルールから言えば本当に改正しなければならないし、そういう点では当局の答弁も同じだと思います。

一つ答弁的に抜けたところは、自治基本条例との関係、私質問しておりますけれども、これについての関連はどうなっていくのかということについてもう一回伺いたいと思います。

○議長（千田正英） ただいまの質疑に対して。

○教育次長（鈴木公悦） それでは、就学援助の対象項目の拡大ということについてはですけども、先ほどありました就学援助制度については徹底してやっております。

それから就学援助項目のすべてについて100%実施しております。

それから1.2からもうちょっと拡大してほしいというようなことでございますけれども、これについては当分の間は1.3の部分についても対応できます。そういうことで、この後の社会経済状況が変わるのを見極めながら十分検討してまいりたいと、そのように思っております。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 肥田野教育長、パソコンについて。

○教育長（肥田野耕二） ただいまの再質問はパソコンの配備が4年間だということで、それをもっと早くやってほしいということだと思います。

これについては先ほども申し上げましたが、4年間という年次計画ですが、できるだけ前倒しを視野に入れながら限られた財源等々勘案しながら今後対応していきたいと、このように思っておりますので宜しくお願いします。

以上です。

○議長（千田正英） 小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） 14番さんの再質問でございますが、確かに11回入れ替えるほどの水量がありながら、なかなか水質改善が見られないということでございますが、自浄作用をする以上の窒素、リン酸等が流入しているのではないかと考えられます。いずれ防潮水門を開いてはということでございますが、これにつきましては当市だけの問題でございませんので、関連、流入8市町村と今後連携を深めながら対応について検討していきたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、海水の導入について部長が答弁しましたが、今までも我々は知

事とかそういう関係の段階で何回も海水導入をお願いしています。しかし現在のところ、県では聞く耳を持たないという状況であります。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原議員の質問にお答え致したいと思います。

藤原議員のご質問につきましては、自治体条例ということで自治基本条例のことと思いましたが、そのことについては答弁しておりませんが、現在、庁舎内に今年度を当初として自治基本条例の策定に向けた組織、それこそプロジェクトチームを立ち上げておりますので、その中で十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（千田正英） 14番、再々質問ありますか。14番。

○14番（藤原典男） 3つめの問題についてだけお話ししたいと思います。

市長からも毎年要望しているという力強い声がありましたけれども、この潟上市の議会の中でもそういう質問があったということ、またこういう答弁をしたということを県の方に是非ご報告願いたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 必ず申し伝えます。

○14番（藤原典男） 終わります。どうもありがとうございます。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

お諮りします。お昼の時間にかかりますけれども、引き続き一般質問を続けたいと思いますけれども、いかがしますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 引き続き一般質問を行います。

4番藤原幸作議員の発言を許します。4番。

○4番（藤原幸作） まず、もうお昼の時間に間もなくなりますので一瀉千里に申し上げますので、宜しく願い申し上げます。

まず傍聴者の皆さん、大変長時間にわたりまして御苦勞さまでございました。

第1点めは、大久保駅、飯塚駅環境整備についてでございます。

まちの顔と言われた駅（ステーション）も、モータリゼーション時代となり大きく変貌したものの、地域の顔であり、鉄道は通勤・通学に欠かすことのできない交通手段であります。

平成18年6月に策定した潟上市総合発展計画の「ふれあいを支える公共交通体系の整

備」の中で、「大久保駅・羽後飯塚駅については老朽化が著しく、駅舎の新築や利用者の利便性を考慮した周辺整備が必要となっています。」と現状と課題が記述されています。

また、私が潟上市議会議員として初の一般質問で大久保駅環境整備を取り上げた際、市長のご答弁は「新市一体プロジェクトとして引き継がれており、合併特例債をもって推進する。駅舎改築、東西連絡機能、公園整備、駐車場等の対応を含め、総合発展計画の中に網羅されていくべき重要施策と位置づけているところであります。」と申し述べております。

あれから5年が経過しました。今年は総合発展計画後期計画策定の年であります。大久保駅、羽後飯塚駅の改築、環境整備をどのように図りますか。市長の所信をお伺い致します。

2点めは、追分長沼線、高田橋線の整備についてであります。

地域道路は命と暮らしを守り、人々の交流と連携を支える住環境の最も大事な動線です。

道路整備の第1点は追分長沼線です。この路線の周辺住宅は都市計画の基本理念に反した住宅密集地となっております。快適な住環境整備のためには、密集市街地における防災街区の整備に関する法律と、国土交通省の街なみ環境整備事業などが想定されます。追分地区の場合、地域の方々と協定して事業施工する街なみ環境事業導入が適切と考えられます。当面の緊急課題としては、国道7号線から追分長沼4号線入り口付近の拡幅整備をするべきではないでしょうか。街なみ環境整備事業と拡幅整備について、市長の所信をお伺いします。

第2点は高田橋線です。馬踏川にかかる高田橋は、昭和40年3月竣工、幅員3.7メートル、長さ19.2メートル。通学路であり、大久保小学校の児童は大変危険にさらされています。大久保小学校線は、車道9メートル、両側に2.7メートルの歩道が付いている都市計画道路です。

高田橋線と高田橋の改良をどのように図るのか。また、将来的に大久保小学校線との接続をどのように計画しているのか、市長の所信をお伺いします。

最後の3点めでございますが、長沼球場の整備でございますが、先日も象潟や本荘、秋田市のチームと野球の試合をしました。終わってから交流をやりましたところ、大変潟上市は球場管理がよろしいということのお褒めの言葉をいただきました。私が管理し

ているわけではございませんが、自分が管理しているような喜びに浸ったところがございます。

さて質問の内容でございますが、秋田県の野球史は、大仙市神岡町が野球発祥の地としておりますが、潟上市の旧3町は野球中興の祖といっても過言でない輝かしい歴史と伝統を作って脈々と潟上市に引き継がれ、児童、社会人ともすばらしい成果を挙げ、市民にスポーツの感動と感激を与えていることは喜ばしいことであります。

長沼球場においては、秋田県学童野球大会、今回も7月3日から開かれます。全県おはよう野球大会が行われるなど、長沼球場は全県的にも知れ渡ってきております。また、秋田県軟式野球連盟は今年からおはよう野球など潟上市単位の出場枠を決定したところであり、全県規模の野球大会が開催できるのは長沼球場、元木山球場、飯田川球場が整備されているからと野球関係者は申しております。中心球場の長沼球場が学童のあこがれの球場となりますよう、年次計画により整備をしていただきたいものであります。次の7項目について教育長の所信をお伺いします。

1、電光掲示板スコアボードの設置。

2、外野フェンスラバーの取り付け。

3、バックネット裏のカウントシグナルの取り替え。これは腐食して落下の危険がございます。

4、観覧席シートの整備。押さえネジが外れて完全に飛んだのもございます。

5、トイレの補修。使用禁止、また、旧式なのがございまして、外野にある両サイドのものはほとんど使っておりません。旧式とは中のトイレも旧式ということでございます。

下のコンクリートが剥離されてます。クラックの状況もあります。

それからバックネットの整備であります、いわゆるバックネット裏は下の方が針金、上の方がネット、網でございますけれども、下の方は針金がむき出しになっておりまして大変危険でございます。いわゆる体とか顔にも刺さるという状況下にあります。

それからここに書いておりませんが、バックスクリーンの時計は急速に進んでゆっくりまた合わせるという変な時計もあります。そういう状況でありますので、全面的にやはり改修するということが大事じゃないかと思っておりますので、この大きく3点について宜しくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 4番藤原幸作議員の一般質問の1つめ、大久保駅、飯塚駅環境整備についてお答え申し上げます。

大久保駅と羽後飯塚駅の環境整備につきましては、藤原議員さんの潟上市議員として最初の一般質問の時にお答え申し上げております。そのことにつきましては、ただいまご質問の冒頭に答弁も含めてお話がありましたけれども、重複しますけれども再度確認しながら申し上げたいと思います。

大久保駅舎および周辺環境整備について旧町から新市建設計画の新市一体プロジェクトに引き継いだ計画として、当時策定中の潟上市総合発展計画に網羅されるべき施策に位置付けているところであります。さらには事業への取り組みにあたっては優先順位等々を議会に諮りながら進めていきたいとの考えをあわせて市長の方からは答弁申し上げます。

ご承知のとおり、その後策定致しました潟上市総合発展計画前期基本計画では、公共交通の充実施策の中の課題として大久保駅と羽後飯塚駅の老朽化が著しく、駅舎の新築や利用者の利便性を考慮した周辺整備が必要とうたっております。その具体的な取り組みとしては、駅舎の複合化、あるいはバリアフリー化、踏切の拡幅、駐輪場整備など周辺環境の整備を含めた整備を進めていくということになっております。

しかし、この前期基本計画5年間における具体的な取り組みとしては、市民の安全・安心を実現するという観点から常時歩行者ならびに通行車両の危険性が指摘されております。現実的に事故も発生しております大久保駅踏切の改修・改善について、JRおよび県や県警との協議が主体となっておりますことが事実でございます。この大久保駅踏切改良の方向性につきましては、現在地での改善は望めず、協議は現在も継続しているところでございます。

後期計画の策定にあたりましては、前期基本計画の検証はもちろんでございますけれども、駅舎や周辺の環境整備も含めて基本計画が目指す鉄道の利便性向上にあたって懸案事項を精査しながら、さらに多様なニーズと現状における最も重要な課題を見極めまして、これまで以上に厳しい選択となる中で総合発展計画後期基本計画の策定にあたってその方向性を見出していきたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、4番藤原幸作議員の一般質問の2つめの追分長沼線、高田橋線の整備についてお答え致します。

本市の道路整備は、平成18年6月制定の潟上市総合発展計画に沿って計画的に進めているところでございます。

第1点めの追分長沼線につきましては、密集住宅地の中の狭小な道路であり、藤原議員がご指摘のとおり、この路線を含む周辺地区はゆとりある住環境にないことは認識しております。この路線の拡幅手段としましては、ご提案のありました街なみ環境整備事業をはじめとする様々な事業手法が予想されております。

いずれにしましても、地域に暮らす市民の皆様の共通認識と、事業により直接影響を受ける地権者の方々から全面協力なくしては、この道路の拡幅は難しいものと考えられております。また、緊急の課題として国道7号線から追分長沼4号線入り口の拡幅整備についても、やはり地権者の方の了承というのが最重要課題となっておりますので、その辺も宜しくお願いをしたいと思います。

今後、地域の代表者の方々の意見を伺いながら、本市総合発展計画後期基本計画で対応していくべきか検討していきたいと考えております。

2点めの高田橋線につきましては、現在のコンクリート橋に架け替えられてから四十数年経過し、老朽化の上、幅員も狭く、朝夕の通勤時間帯には車両と児童が交錯し、危険であることは承知しております。新しい橋を架けることは、この事業手法の選択や用地の地権者との交渉等、様々な課題をクリアする必要があります。また、昨年来、大久保小学校付近の寺社の移転計画が進んでおります。移転が完了すると高田橋線の代替路線も考えられることから、本年度から実施する潟上市橋梁長寿命化修繕計画の結果を参考に今後検討してまいりたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私からは、3つめの長沼球場の整備についてお答えをしたいと思います。

まず冒頭にありました潟上市の野球施設が非常にすばらしいということに対しまして、そのお話をありがたくごちようだいしておきたいと思っております。ありがとうございます。

それではお答えします。

追分地区公園にある長沼球場は昭和58年度に開設され、以来、全日本軟式野球連盟野

球場第2種公認施設として、全日本学童軟式野球大会県予選や全県おはよう野球大会をはじめ市内の各種軟式野球大会など、多くの野球愛好者がご利用し、軟式・学童野球のメッカとして県下に広く知られているところでございます。特に、学童野球では平成20年度から潟上市野球協会と東北楽天球団が事業協定し、楽天イーグルスドリームスタジアム潟上施設として青少年の野球人口の拡大と競技力向上を図る事業を展開しているところでございます。

同施設は、平成21年度から指定管理者による管理運営に努めておりますが、昨年度は年間7,566人、前年度に比べまして3,700人増のご利用がありました。これも、潟上市野球協会や市内の野球関係団体が活発に事業を展開し、野球競技の向上に努めている成果であると思います。同時に行政としても支援してまいりたいと考えております。

市では平成20年度に内野フェンス改修工事、これは市単独事業でございます。そして平成21年度には地域活性化対策事業として内野グラウンド改修工事、そしてスコアボード塗装改修工事を行うなど、老朽化した設備等の改修を計画的に整備しているところでございます。

昨年度、長沼球場を第2種公認施設として継続更新しましたが、質問にあります、1の電光掲示板スコアボードの設置、それから2の外野フェンスラバーの取り付けについては、改修費用が多額になるため、財政状況を鑑み、計画的な施設整備として検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから⑤のトイレの補修の使用禁止のところが多い、全体の不足ではないかということでございますが、トイレは水洗トイレと簡易トイレが設置されております。球場のメインスタンド側の方の2か所については水洗トイレでございます。それから外野スタンド両サイドのサード側、ファースト側の両サイドのポール側に簡易トイレが1か所ずつあるということで、全部で4か所ございます。使用禁止が多いについては早急に改善致します。それから全体的に不足でないかにつきましては、外野スタンド側の簡易トイレがおそらく利用されていないのがほとんどではないかということで、そのことが不足とつながる要素かなということが考えられます。いずれも水洗トイレと簡易トイレが併設していることから、もう少し状況を調査し、財政事情を考慮して整備に向けて検討してまいりたいと、このように思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 1つめの大久保駅、飯塚駅環境整備についてであります。今大久保駅はJRの統計によりますと年間の乗降が37万8,000人、21年度は今JRにおいて集計中ではありますが、飯塚駅が9万2,000人、井川さくら駅が24万8,000人ぐらいであります。井川さくら駅が大きく伸びているというのは、駐車場が150台ぐらいあると思います。先日、飯塚駅に行きましたところ数台の車が置かれておりますけれども、採石の上に置いておりました。大久保駅も同様に駐車場は整備されておられません。駐車場の前にトイレの関係でございますが、先日、若いお母さんと子供が行ったら、子供が火のつくように泣いたと、そういうケースが何件もあると駅の関係者が言っておられました。そうすると駅前の非常に好意ある社長さんが私の方使ってほしいということの申し入れがございまして、大久保駅の方では何かちょっとあれば子供の場合とかはそちらの方にやるということだそうでございます。大久保駅でいうと、そのトイレを貸すということで美談でございますが、非常に課題が多いと思われま。

今、大久保駅は中にあります。飯田川は外でございますが、これは湧上は男女共同参画の宣言第1号でございますが、トイレが男女共同参画みたいな感じで入り口が同じで、これは大変女性を尊厳してないということにもなるんじゃないかと思えます。ちなみに男鹿線の脇本駅は昨年3月700万円、それから羽立駅が昨年12月1,000万円かけて整備しております。男鹿線、船越は前に公園整備関係でもって整備しておりますので、男鹿駅はJRでもって管理しているわけですが整備したということ聞いております。やはりトイレ関係は非常に大事だろうと。いわゆるいろんな販売店でも商品よりもトイレを大事にするということでなければ、そういう空間でなければいわゆる商売が発展しないと言われておりますので、この点を十分考慮していただきたいと思えます。

また、次に駐車場の問題でございますが、やはり整備を図るということでございまして、JRの敷地もございまして、JRは線路に影響なければいつでも払い下げするという腹構えを持っているようございまして、その点もあわせて長期計画の中に策定していただければと。ただし、トイレの問題については緊急だという受け止め方をさせていただきたいと思えます。

それから長沼線はここで教育長の目の前の道路だと思いますけれども、幅が2.5メートルよりございませぬ。そうすると通行の人は車がそこにおりますとちょっとよけなければならぬという状況でございまして、いわゆる住環境、災害等を考えますと大変な地

域でございますので、今この街なみ環境整備事業を取り上げているのは美郷町六郷中央地区にやっていますけれども、平成15年から23年、来年までで9年の計画を持って取り上げております。横手市はもう終わっております。全国で14か所の事業でございますが、秋田県が2か所ということで、六郷では来年までということで社会資本整備計画の中に取り組んでまたやるということでございます。そういうことも参考にしながら是非、地域の方々と協議するという姿勢が大事だと。地域の皆さんにこの道路の問題どうですかと、まちづくりのためにどうですかという投げかけをするということも非常に大事じゃないかと思えます。そうしますと協力も得られる面も多々あるんじゃないかと思えます。

それから最後でございますが、市長は少年時代から野球のエースで4番、社会人になってもそういうことを聞いております。また、審判員でもあったということも伺っておりますので、1つめの電光掲示板スコアボードの設置というのは、私は高校球児は甲子園、少年野球は明日から始まりますけれども「目指せ八橋」と。そうすると児童学童野球は「目指せ長沼」というぐらいの魅力ある楽天イーグルスドリームスタジアムでございますので、ドリームということを含めてやはり整備するということもございまして、市長から、この点については今の合併特例債を使うという、公園整備ということでも考えられますので、この点について特に野球に対してご理解の深い市長から答弁を賜りたいと思えます。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 藤原議員の再質問にお答えします。

まず1点めでございますが、駅舎についてはJRの管轄ですが、トイレの点についてはもっともだと思えます。私、天王町長時代も天王の管内にある駅は単独でやった経緯がありますので、ひとつこれは真剣に、財源もありますが早急に実現に向けて頑張りたいと。

それから2点めについては、これは今、産業建設部長が答えたとおりで、今後よく地権者の理解を得ながら進めなければならないと。

それから3番めは突然私に振られましたけれども、これはまず冒頭、潟上市がおはよう野球等で単独枠で出場できることになったと。これはもう大変うれしいことでもあります。1から7まで教育委員会に指示をして概算させました。スコアボードは2億5,000万円から1億円と差があります。それを除くと安い方の計算をしますと1から7まで約1億3,000万円の経費であります。ですから、フットサルのような財源があれば今すぐ

でもやるんですが、特例債についてはなかなか市町村課の方では、きのう、おとといもあたらせました。でも、今のところは頭を下げる、うんと言ってないということで、今後もっともっと粘り強く、できれば私が行って交渉してもいいと、可能性があればですね。ですが全般的に言えることは、全面的に年次計画で改修したいと。特にトイレについては早速やります。

○議長（千田正英） 4番、再々質問ありますか。4番藤原議員。

○4番（藤原幸作） 再々質問というよりもちょっと申し上げたいことは、いわゆる電光掲示板についてはピンキリでございまして、今のLEDの場合はかなり高価だということもございまして、いわゆるスピードガン付けると1,000万円というぐらいの金額でございまして。今の市長のお話のように高価でございましてけれども、今の球場の基礎を使うということになりますと、かなり下がるんじゃないかということもございまして、十分ご検討賜ればと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 答弁はよろしいですか。

○4番（藤原幸作） はい。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

以上で一般質問はすべて終了致しました。

本日の日程はこれで全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。

なお、来週21日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもお疲れさまでした。

午後12時14分 散会

